

鷺沼特定土地区画整理事業に関する覚書

習志野市（以下「甲」という。）と、習志野市鷺沼土地区画整理組合（以下「乙」という。）は、乙が鷺沼地区（以下「本地区」という。）で施行する土地区画整理事業について、次のとおり覚書を締結する。

（まちづくりの基本方針）

第1条 乙は、甲が目指す本地区のまちづくりの基本方針を尊重し、都市計画道路等の整備改善により本地区にふさわしいまちづくりの実現に努めるものとする。

（まちづくりへの支援、指導）

第2条 甲は、乙が行う本地区の基本方針に則したまちづくりに対して、必要な支援、指導を行うものとする。

（補助事業の施行）

第3条 乙が本地区で行う国・県及び甲の補助金に係る補助事業の施行については、法律・法令及び通達を遵守するとともに、県及び甲の指導に基づき実施するものとする。

（補助事業の発注）

第4条 乙が本地区で行う国・県及び甲の補助金に係る補助事業の発注については、甲が行っている入札・契約方法に準じる方法とし、一般競争入札、入札の公開等により企業等を選定し、透明性、公平性を図ったものとする。

（保留地の処分）

第5条 乙は、本地区で業務代行者以外の者に保留地を処分するに当たっては、不動産鑑定評価額や近隣の売買実例等を参考に、第三者である評価員の意見を聞き、適正な価額を基本として処分するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、乙が本地区で行う土地区画整理事業の総事業費のうち、甲の費用負担分を甲の各年度の予算の範囲内において負担するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 乙は、土地区画整理事業の事業計画を変更する場合には、県及び甲の指導に基づき行うものとする。

2 事業計画の変更に伴い事業の収入支出を見直す場合には、資金計画について甲乙協議を行い、決定するものとする。

(その他事項)

第8条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

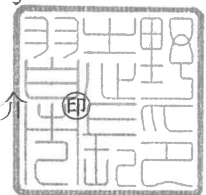
2 本覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 **11** 月 **24** 日

甲 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市

市長 宮本 泰 介



乙 習志野市津田沼5丁目14番24号

旧保健会館3階

習志野市鷺沼土地区画整理組合

理事長 渡 邊 勇

